

暮らし

中小企業振興融資・小規模企業小口 融資が利用しやすくなりました

商工振興課

4月1日から2年間保証承諾を受け たものに限り、大崎市中小企業振興資 金融資および小規模企業小口資金融資 の信用保証料を、市が全額負担します。 【中小企業振興資金融資】

対象 中小企業信用保険法第2条第1

項に規定する中小規模の企業者(宮城 県信用保証協会の保証対象業種を営む 者に限る)で、市内に店舗、工場また は事業所を有し引き続き同一の事業を 営んでいる人

融資限度額 2,000 万円 (運転資金、 設備資金)

融資利率 2.4%

返済期間 運転資金は7年以内(据 置6カ月以内含む)、設備資金は10 年以内(据置6カ月以内含む)

【小規模企業小口資金融資】

対象 従業員が20人(商業・サービ ス業は5人)以下の個人企業で、市 内に店舗、工場または事業所を有し引 き続き同一の事業を営んでいる人

融資限度額 350 万円 (運転資金、設 備資金)

融資利率 2.4%

返済期間 運転資金は5年以内(据 置6カ月以内含む)、設備資金は7年 以内(据置6カ月以内含む)

※その他融資対象条件などの詳細は、商 工振興課までお問い合わせください。

問 商工振興課商業振興係 ☎ 23-7091

古川駅南駐車場が便利です

建設課

JR古川駅の南・西口利用者のため のエスカレーターが設置され、古川駅 南駐車場も大変利用しやすくなりまし た。30分までは無料で、大変便利です。

市営駐車場は、送迎を目的にした駐 車場のため、利用時間が30分を過ぎ ると、それ以降は30分ごと150円に 消費税を加算された料金(10円未満 は切捨て) になり、長時間の利用には 不向きですので、利用時間にはご注意 願います。

問 建設課維持管理係 ☎ 23-8015

春の地域清掃

環境保全課

美しい街並みと快適な生活環境を、 市民の皆さんの手で守りましょう。

4月中に、次の地域の一斉清掃を行 います。(地域によって、行政区、町 内会等の団体でも実施されています) 【古川地域】市民統一清掃

日時 4月10日出 6時~(雨天決行)

問 環境保全課生活環境係 ☎ 23-6074

【鹿島台地域】ごみ・ゼロ一斉大作戦

日時 4月4日(B) 6時~(雨天決行) ※鹿島台まちづくり協議会コミュニ ティ活動委員会の主管事業です。

問 鹿島台総合支所総務課 ☎ 56-7111

【岩出山地域】春の一斉清掃

日時 4月11日(日) (時間は行政区毎 に設定されています)

問 岩出山総合支所総務課 ☎ 72-1211

【鳴子温泉地域】春の統一清掃

日時 4月25日(1) 6時~(雨天決行)

問 鳴子総合支所総務課 ☎ 82-2191

家庭用生ごみ減量対策条例補助金

環境保全課

【家庭用生ごみ減量対策奨励補助金】

対象 生ごみ処理容器および家庭用電 気式生ごみ処理機の補助金交付を受け ていない人

補助金額(同年度内12どちらか一方)

- ①生ごみ処理容器(コンポスト): 購 入費の 1/2(上限 3,000円。1世帯 5年間で2基まで)
- ②電気式生ごみ処理機:購入費の 1/2 (ト限 20,000円。1世帯5年間で1 基まで)

補助予定台数 生ごみ処理容器(コン ポスト)20基、電気式生ごみ処理機 80台(補助予定台数になり次第終了) 申請場所 環境保全課(市役所西庁舎 3階) または各総合支所総務課

問環境保全課廃棄物対策係 ☎ 23-6074

カルガモ・カラスの捕獲(駆除)

農林振興課

農作物への被害を防ぐため、市街地 および特定猟具使用禁止区域(銃)を 除く全域で、銃器により捕獲します。

ご注意ください。

日時 実施日の日の出から日没まで

古 JII 4月17日出·5月21日金

松 山 5月下旬の2日間

三本木 ▶ 4月20日(火)~26日(月)

鹿島台▶5月中旬~下旬の3日間

岩出山 4月下旬の2日間

鳴子温泉 4 月下旬の2日間

田 尻 5月下旬の5日間

問 農林振興課林政係 ☎ 23-7090

または各総合支所産業建設課(鳴子 総合支所は観光建設課)

山火事防止にご協力を!

農林振興課

春は空気が乾燥するとともに風が強 く、枯草や枯葉も多いことから、山火 事が発生しやすい季節です。

山火事の原因は、たばこの不始末に よるものが多く、私たちの注意で防ぐ ことができます。行楽や野外作業を行 うときは、十分注意してください。

また、山林付近で火入れを行う場合 には、必ず市の許可を受けてください。

平成 22 年統一標語

「消さないで 小さな命の 帰る場所」

問 農林振興課林政係 ☎ 23-7090

緑の募金にご協力を

農林振興課

4月・5月は、全国一斉の緑化運動 強調月間です。緑豊かな生活を送るた めにご協力をお願いします。

期間 4月1日(水)~5月31日(月)

問 農林振興課林政係 ☎ 23-7090

おわび

平成21年8月発刊の古川市史 『第2巻 通史Ⅱ(近代・現代)』 に誤字などがあり、正誤表を作成 しました。購入してまだ正誤表を 受け取っていない場合は、書店な どの市史販売所に正誤表を配置し ていますので、お申し出ください。 正誤表の内容は、市公式ウェブ

サイトにも掲載しています。

大変ご迷惑をお掛けしましたこ とをおわび申し上げます。今後、 万全の態勢で市史編さんに取り組 んでまいりますので、引き続きご 愛読いただきますようお願い申し 上げます。

問 文化財課 ☎ 72-5036



市営鳴子放牧場の開牧

鳴子総合支所観光建設課

開牧期間 5月7日金~11月12日金 場所 鳴子放牧場(鬼首字禿岳地内) 対象 黒毛和種(雌)単独放牧牛 10 力月(250kg)以上

放牧料金(1日) 子牛:140円、育成 牛 190 円、成牛: 240 円

申込 4月5日 (月まで農林振興課およ び各総合支所産業建設課(鳴子総合支 所は観光建設課)備え付けの申請書に 必要事項を記入して申し込み。

持参するもの 初放牧牛は、家畜登録 証明書、家畜共済加入証、子牛登記証 事前検査 放牧予定牛ヨーネ病採血検 查(1頭700円。後日、直接連絡)

※種付けを希望する場合も申請書に記 入してください。

問 鳴子総合支所観光建設課農林担当 ☎ 82-2026

耐震改修促進事業の募集

建築住宅課

*木造住宅の耐震診断

木造住宅の耐震診断を行います。 対象 昭和56年5月31日以前に建 築された3階建てまでの戸建木造住宅 受付戸数 70戸(先着順)

負担金 8,000円(200㎡を超える場合 は、延べ床面積により負担金が増えます)

* 危険ブロック塀等の除去

ブロック塀などの私有財産は、所有 者の責任で管理するのが基本です。災 害に備え、危険ブロック塀などの改善 をお願いします。

対象 道路に面していて、市が調査を 行い危険と判定されたブロック塀など 助成件数 20 件程度(先着順)

助成額 1件あたり4.000円/㎡また は 150,000 円のいずれか低い額 ※既に除去した場合も図面・写真など

があれば対象となります。 申込 いずれも4月12日側から12 月24日 金まで、建築住宅課建築指導 係または各総合支所産業建設課(鳴子 総合支所は観光建設課) へ申し込み 持参するもの いずれも印鑑および必

要書類(事前にお問い合わせください)

【木造住宅の耐震に関する相談】

木造住宅の耐震に関する相談も随時 行っていますので、気軽にご相談くだ さい。リフォームをお考えの人はぜひ この機会にご相談ください。

問 建築住宅課建築指導係 ☎ 23-8057

平成 22 年度自衛官募集

自衛隊大崎地域事務所

募集区分 1 幹部候補牛(一般・技術) ②一般曹候補生(平成23年4月1日) 時点で18歳以上27歳未満の人) ※詳細はお問い合わせください。

受付期間 5月10日 (月まで) 問 自衛隊大崎地域事務所 ☎ 23-1178

公園清掃等作業員募集

岩出山総合支所産業建設課

職種 岩出山総合支所管内にある公園 などの草刈あよび清掃業務など

雇用期間 5月6日(水)~11月30日(火) 勤務時間 8時30分~16時15分(週 35 時間)

賃金 時給 1,500 円

対象 60 歳未満の普通自動車運転免 許取得者で、機械で草刈作業ができる

募集人員 若干名

申込 4月14日図まで、市販の履 歴書(写真貼付) に必要事項を記 入し、岩出山総合支所産業建設課 (〒989-6492 岩出山字船場 21) へ 持参または郵送(4月14日)(必着)

問 岩出山総合支所産業建設課建設担当 **77** 72-1215

国税専門官採用試験

仙台国税局

受験資格 1昭和56年4月2日から 平成元年4月1日生まれの人2平成 元年4月2日以降生まれで(1)大学を 卒業または平成23年3月までに卒業 見込みの人(2)人事院が(1)と同等の資格 があると認める人

受付期間 4月1日(水)~14日(水) 申込書の請求 最寄りの税務署、仙台

国税局または人事院東北事務局 問 仙台国税局人事第二課 ☎ 022-263-1111

春の交通安全県民総ぐるみ運動

問 防災安全課 ☎ 23-5144

春の交通安全県民総ぐるみ運動は、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを市民の皆さんに呼びかけるこ とを目的に実施いたします。ひとりひとりが交通ルールを守り、事故のない明るい地域づくりに努めましょう。

- ◆実施期間 4月6日(火)~15日(木)
- ◆運動の基本 「子どもと高齢者の交通事故防止」

運動の基本は、子どもと高齢者自身の交通安全意識を高めるた めに定められています。市民総ぐるみで子どもと高齢者に対する 保護意識を高め、交通事故を防ぎましょう。

- ◆運動の重点
- (1)全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

飲酒運転を許さない環境づくりを進め、飲酒運転を根絶しましょう。

②自転車の安全利用の推進 自転車も車両であることを認識し、安全に利用しましょう。

③飲酒運転の根絶

平成 21 年中市内の交通事故発生状況(前年比)

- ■発生件数 637件(-19)
- ■死者数 8人(+ 7)
- ■負傷者数 838 人(+ 15) ・子ども(0歳~中学生)の事故 39件(- 9)
- 高齢者(65歳以上)の事故 76件(-14)
- 88件(+ 4) ・高齢ドライバーの事故 • 若年ドライバーの事故 122件(- 3)
- ・飲酒運転による事故 7件(+ 3)
- ・ 高校生の事故 31件(+ 7)

21 広報 ままさき 2010-4 広報 おおさき 2010-4 20